

2019年度 成年後見人材育成研修(委託研修) 開催要項 (富山県社会福祉士会主管)

成年後見人養成研修は、2017年度より「成年後見人材育成研修」と「名簿登録研修」に区分されます。「成年後見人材育成研修」は、日本社会福祉士会の委託によって実施される研修です。

なお、本研修修了後、成年後見人として活動されたい方は、石川県社会福祉士会が行う「名簿登録研修令和2年2月9日(日)開催」を受講して、所属する都道府県社会福祉士会のばあとなあ成年後見人候補者名簿に登録する必要があります。(※別途名簿登録料が必要です)

1. 研修目的
- ①専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、ばあとなあ成年後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - ②地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

日 時	1日目	9月 15日 (日)	9時～17時	富山福祉短期大学
	2日目	10月 20日 (日)	9時～17時	富山福祉短期大学
	3日目	11月 17日 (日)	9時～17時	富山福祉短期大学
	4日目	12月 15日 (日)	9時～17時	富山福祉短期大学

3. 会 場 富山福祉短期大学 (〒939-0341 富山県射水市三ヶ 579)

4. カリキュラム 別紙参照

- (1) 講義・演習等：4日間 23時間
- (2) 事前課題：指定する6科目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講要件 次の要件のすべてを満たす者

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 都道府県の会長が成年後見活動に資すると認める者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (4) 日本社会福祉士会の(基礎研修Ⅰ～Ⅲ)を受講済みである者、若しくは2011年度までの旧生涯研修制度共通研修課程を1回以上修了済みである者
- (5) 年会費の滞納のない者

6. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員	30名
研修を主管する 社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	富山県社会福祉士会		10名
研修の対象となる 指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	石川県社会福祉士会 福井県社会福祉士会		20名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

7. 受講費 5万円(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。)
※一端納入された受講費は、主催者の責任による場合以外は返金いたしません。

8. 申 込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、下記「問い合わせ先・申込先」に、郵便または、FAX、E-mailにてお申送ください。

◆ **6月30日（日）締切**

定員となり次第 締め切ります。（郵便は消印有効、FAXは必着）

9. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
- ① 主管社会福祉士会(富山県)所属会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。
 - ② 指定社会福祉士会(石川県)所属会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。
 - ③ 上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

10. 受講可否の連絡等

- ・ 受講可否は、7月下旬までに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・ 会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

11. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- 1. 面接授業の出席が100%であること
- 2. 事前課題を提出すること
- 3. 修了評価で一定の水準を満たすこと

※ 期間内で終了できない場合で欠席した授業が4科目以内の場合は、翌年度に限り期間延長を認めます。

12. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位 認証番号：20160004

※ 分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

13. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会
主 管 一般社団法人富山県社会福祉士会

問い合わせ先・申込先

■ 一般社団法人 石川県社会福祉士会 成年後見センターぱあとなあ石川
〒920 - 8557
石川県金沢市本多町3丁目1番10号(石川県社会福祉会館 2階)
[TEL:090-4329-2255](tel:090-4329-2255) FAX:076-207-5460
(担当：武田 ※ ぱあとなあ専用携帯)